

<b>三木市記者発表資料 (令和3年3月30日発表)</b>			
<b>担当部課名</b>	<b>担当課長</b>	<b>担当係</b>	<b>電話番号</b>
市民生活部 市民課	藤原志緒里 (内線 2370)	市民係 戸籍係	0794-82-2000 (内線 2412)

<b>タイトル</b>
<b>保存年数を経過した除附票が交付可能に</b>
<b>内 容</b>
<p>デジタル手続法の施行により、住民基本台帳法の一部が改正され、除附票の保存年数が、これまでの最小5年から150年に延長されました。この改正に伴い、以下の除附票の交付ができるようになります。</p> <p><b>1 交付開始時期</b>      令和3年4月1日 午前8時30分</p> <p><b>2 交付できるようになった証明書</b></p> <p>(1) 平成17年6月4日に本市が戸籍の電算化を行ったことにより消除された附票（平成改製原戸籍の附票）以降のもの</p> <p>(2) 消除・改製してから5年を超えて保存している住民票除票（ただし、平成24年2月20日以降のもの）</p>
<b>セールスポイント</b>
<p>今般の改正で保存年数が150年に延長されたこと、また、市民から交付の要望があることを鑑み、現在データが保存されている除附票を交付できるようにすることで、市民サービスの向上を図ります。</p>